3　実績費用は、実際に発生した費用の額とすること。
4　実績需要量は、実際に発生した需要の量とすること。
5　想定原価及び想定需要量は、原価算定期間の合計を記載すること。
6　実績費用及び実績需要量は、原価算定期間の年数に対応した直近の事業年度の合計を記載すること。

2　乖離率（補正後）

項　　目	値	備　　考
補正後実績費用（百万円）(⑦)		
補正後実績需要量（百万kWh）(⑧)		
補正後実績単価（円／kWh）(⑨＝⑦／⑧)		
補正後乖離率（％）((⑨／③－１）×100)		

（記載注意）
1　補正後実績費用は、実績費用をもとに、需要の補正に伴い変動した販売電力量のみによって変動する費用を補正する額とすることとし、かつ、補正を行った費用項目を脚注として記載すること。
2　補正後実績需要量は、実績需要量をもとに原則気温により変動した量を補正した需要の量とすることとし、かつ、補正後実績需要量の算定根拠を脚注として記載すること。

様式第11の第六表の記載注意1中「場合」の下に「及び附則託送算定規則附則第３条に規定する一般電気事業者以外の一般電気事業者が、附則託送算定規則第25条第１項の規定により設定した料金を実施する場合」を加え、同記載注意3中「託送算定規則第19条の15第１項」を「附則託送算定規則附則第３条に規定する一般電気事業者以外の一般電気事業者が、附則託送算定規則第25条第１項」に改め、同様式に次の表を加える。

第11表

乖離率計算書

1　乖離率（補正前）

項　　目	値	備　　考
想定原価（百万円）(①)		
想定需要量（百万kWh）(②)		
想定単価（円/kWh）(③＝①/②)		
実績費用（百万円）(④)		
実績需要量（百万kWh）(⑤)		
実績単価（円/kWh）(⑥＝④/⑤)		
乖離率（％）((⑥/③－１）×100)		

想定原価及び想定需要量は、　　年　　月から　　年　　月までの　　年の合計とした。
実績原価及び実績需要量は、　　年　　月から　　年　　月までの　　年の合計とした。

（記載注意）
1　想定原価は、法第24条の３第１項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理された送電関連原価の合計額に配電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に割り当てられる追加項目の合計額、高圧配電費及び高圧配電費に割り当てられる追加項目の合計額並びに低圧配電費及び低圧配電費に割り当てられる追加項目の合計額を加えた額とすること。
2　想定需要量は、法第24条の３第１項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理された送電関連需要の量とすること。
3　実績費用は、実際に発生した費用の額とすること。
4　実績需要量は、実際に発生した需要の量とすること。
5　想定原価及び想定需要量は、原価算定期間の合計を記載すること。
6　実績費用及び実績需要量は、原価算定期間の年数に対応した直近の事業年度の合計を記載すること。

2　乖離率（補正後）

項　　目	値	備　　考
補正後実績費用（百万円）(⑦)		
補正後実績需要量（百万kWh）(⑧)		
補正後実績単価（円／kWh）(⑨＝⑦／⑧)		
補正後乖離率（％）((⑨／③－１）×100)		

（記載注意）
1　補正後実績費用は、実績費用をもとに、需要の補正に伴い変動した販売電力量のみによって変動する費用を補正する額とすることとし、かつ、補正を行った費用項目を脚注として記載すること。
2　補正後実績需要量は、実績需要量をもとに原則気温により変動した量を補正した需要の量とすることとし、かつ、補正後実績需要量の算定根拠を脚注として記載すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四十七号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行に伴い、及び電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十二条（同法第二十七条の十二において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、電気事業託送供給等収支計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日　　経済産業大臣　林　　幹雄

電気事業託送供給等収支計算規則の一部を改正する省令

電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　一般送配電事業者に係る託送供給等収支の整理等（第二条―第五条）
第三章　送電事業者に係る振替供給等収支の整理等（第六条―第九条）
附則